

事 務 連 絡

平成24年8月31日

都道府県水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省健康局水道課

専用水道等の権限移譲にかかる市への助言等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

平成24年5月28日付け事務連絡により、専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等にかかる権限移譲につきまして、状況調査を実施したところですが、このたび調査結果がまとまりましたので、別添1により送付いたします。

調査結果では、市における担当部局が未定となっているなど、事務執行体制が整備されていない市、又は市の担当部局における事務執行体制が懸念される市があります。各都道府県におかれては、移譲される市の担当部局の決定又は事務執行体制の整備等にあたり、市の移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしく願いいたします。

なお、別添2により厚生労働大臣認可（すべての市（保健所設置市除く））水道事業者あてに事務連絡しておりますので、貴管下すべての市の水道事業者に周知していただきますようお願いいたします。

本件問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課 水野、日村

電話 03(5253)1111 内線4010、4014